



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*36 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- \*37 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (企画総務課)..... 1
- \*38 和歌山県国庫補助対象市町村道路整備事業補助規則を廃止する規則 (道路建設課)..... 4

○ 教育委員会規則

- \*5 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 ..... 4
- \*6 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 ..... 10

○ 監査委員告示

- \*1 和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程 (昭和63年和歌山県監査委員告示第1号) の一部改正 ..... 10

○ 訓令

- \*9 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 11

○ 公告

- 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)..... 17
- 紀の川中流域下水道の指定管理者の指定 ( " )..... 17

## 規 則

### 和歌山県規則第36号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

別表第1の15の項を削り、同表16の項を同表15の項とし、同表17の項から57の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の16の項を削り、同表17の項を同表16の項とし、同表18の項から52の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第37号

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則 (昭和43年和歌山県規則第23号) の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第1条関係)

近郊緑地保全区域内行為 (変更) 届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出人 住所

氏名

(電話 )

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

近畿圏の保全区域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、下記のとおり行為 (行為の変更) の届出をします。

1 行為地			2 行為の期間	着手予定 完了予定	年 月 日 年 月 日
3 行為地の地目	(ア) 田 ( m <sup>2</sup> ) (イ) 畑 ( m <sup>2</sup> ) (ウ) 宅地 ( m <sup>2</sup> ) (エ) 山林 ( m <sup>2</sup> ) (オ) 原野 ( m <sup>2</sup> ) (カ) 池沼 ( m <sup>2</sup> ) (キ) その他 ( )				
4 行為の種類	行為の内容				
(1) 建築物の新築、改築又は増築	行為の種類	(ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築			屋根 (ア) 瓦葺 (イ) スレート葺 (ウ) 鉄板葺 (エ) その他 ( )
	敷地面積	m <sup>2</sup>	構造	(ア) 木造	
	建築面積	m <sup>2</sup>		(イ) 鉄筋コンクリート	
	延べ床面積	m <sup>2</sup>		(ウ) 鉄骨造	
	高さ ( 階)	地上 m		(エ) その他 ( )	
用途		外壁	(イ)板張 (ロ)モルタル塗 (ハ)シックイ塗 (ニ)その他 ( )		
(2) 建築物以外の工作物の新築、改築又は増築	行為の種類	(ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築			構造 (ア) 木造 (イ) 鉄筋コンクリート (ウ) 鉄骨造 (エ) その他 ( )
	工作物の種類		規模	高さ m	
	敷地面積	m <sup>2</sup>		その他	
	用途				
(3) 土地の形質の変更、水面の埋立又は干拓	行為の種類	(ア) 宅地の造成 (イ) 土地の開墾 (ウ) 土石の採取 (エ) 鉱物の採掘 (オ) 水面の埋立又は干拓 (カ) その他 ( )			
	行為の目的		規模	行為の面積	
	跡地の処理方法			行為によって生じる法高	切土部分 m 盛土部分 m
	採取土石鉱物の種類			その他	
(4) 木竹の伐採	森林の場合		その他の場合 (独立木)		
	行為の目的		行為の目的		
	木竹の種類		木竹の種類		
	樹高及び樹齢	約 m 約 年	樹高及び樹齢	約 m 約 年	
	伐採面積		1.5mの高さにおける幹の周囲	m	
	伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐			
	跡地の処理方法				
宅地造成等規制法、自然公園法、森林法、都市計画法等その他法令の規定による許可、認可、届出等の申請の有無					
法 第 条 法第 条 項	許可、認可、届出の申請有無 有 無				

- (注意) 1 附近見取図及び位置図を添付すること。  
 2 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図を添付すること。  
 3 行為の種類が2以上あるときは、それぞれ○印を付けること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第38号

和歌山県国庫補助対象市町村道路整備事業補助規則を廃止する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県国庫補助対象市町村道路整備事業補助規則を廃止する規則

和歌山県国庫補助対象市町村道路整備事業補助規則 (昭和54年和歌山県規則第79号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第5号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(授業料の納付)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本県立学校相互間において転学した者については、前在 schools において既に徴収した期の次の分から徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>課程等</th> <th>設置学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立桐蔭高等学校</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	名称	位置	課程等	設置学科	略				和歌山県立桐蔭高等学校	略	略	普通	略				<p>(授業料の納付)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学年の途中で入学を許可された者について徴収する授業料は、<u>関係条例等に規定する徴収期日の前月分までを入学の日から20日以内に徴収し、その後は正規の徴収期日による。ただし、本県立学校相互間において転学した者については、前在 schools において既に徴収した期の次の分から徴収するものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>課程等</th> <th>設置学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立桐蔭高等学校</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>普通 数理科学</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	名称	位置	課程等	設置学科	略				和歌山県立桐蔭高等学校	略	略	普通 数理科学	略			
名称	位置	課程等	設置学科																														
略																																	
和歌山県立桐蔭高等学校	略	略	普通																														
略																																	
名称	位置	課程等	設置学科																														
略																																	
和歌山県立桐蔭高等学校	略	略	普通 数理科学																														
略																																	

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第7条の6関係)

(文書番号)

年 月 日

和歌山県教育委員会様

学校長 氏 名

準教科書使用承認願

下記のとおり準教科書として使用したいので承認くださるようお願いします。

記

書 名		発 行 者	
著 者 名		住 所 名	
使用教科		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用理由			
図書の概要			

別記第2号様式 (第7条の7関係)

(文書番号)

年 月 日

和歌山県教育委員会様

学校長 氏 名

教 材 使 用 届

下記のとおり教材として使用したいのでお届けいたします。

記

書 名		発 行 者 住 所 名	
著 者 名		氏 名	
使用教科		使用期間	

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

別記第5号様式 (第22条、第28条の2関係)

誓 約 書

和歌山県立 高等学校長 様

和歌山県証紙

このたび御校へ入学を許可されました上は、御校の規則等を固く守ることをお誓いいたします。

年 月 日

本人氏名

上記の者御校在学中は、御校規則等を固く守らせ、同人の身上に関する一切の事件は、私においてお引き受けいたします。

年 月 日

保護者 住所

氏名

備考 全日制課程にあつては入学金として所定の入学金に相当する額の和歌山県証紙を貼り付けるものとし、保護者は消印しないこと。



別記第6号様式 (第27条の2関係)

年 月 日

和歌山県立 高等学校長 様

住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

年 月 日

聴講承認申請書

私は、 年度、貴校の次の科目の聴講をしたいので、和歌山県立高等学校規則第27条の2第2項の規定により申請します。

課程及び分校・分校舎	教科名	科目名

申請の理由及び履修後におけるその成果の活用の方法

備考 課程は、全日制、定時制、通信制の別を記入のこと。

(申請者が未成年者の場合にあつては、保護者の同意が必要)

上記、聴講に同意します。

保護者氏名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**和歌山県教育委員会規則第6号**

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育総務局各課の所掌事務)</p> <p>第3条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立学校の適正な管理・運営並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) 学校教育の情報化の推進に関すること。</u></p> <p><u>(25)～(32) 略</u></p> <p>第3条の2 福利厚生室においては、総務課の所掌事務のうち、前条第25号から第31号までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>(教育総務局各課の所掌事務)</p> <p>第3条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立学校の適正な管理・運営並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24)～(31) 略</p> <p>第3条の2 福利厚生室においては、総務課の所掌事務のうち、前条第24号から第30号までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>第4条・第5条 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**監査委員告示**

**和歌山県監査委員告示第1号**

和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県代表監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和63年和歌山県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 和歌山県監査委員事務局第一課は、監査委員事務局の総合調整を行うとともに、かいの財務に関する事務の執行及び財政的援助団体等の出納その他の事務の執行を監査するなど、県行政の適正かつ効果的な執行の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>財政的援助団体等</u>に対する監査に関すること。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 和歌山県監査委員事務局第一課は、監査委員事務局の総合調整を行うとともに、かいの財務に関する事務の執行及び財政的援助団体等の出納その他の事務の執行を監査するなど、県行政の適正かつ効果的な執行の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>財政的援助団体、出資団体及び借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの</u>に対</p>

- (5)~(12) 略
- 2 和歌山県監査委員事務局第二課は、本庁の財務に関する事務の執行及び公営企業会計の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理を監査するなど、県行政の適正かつ効果的な執行の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
  - (1)~(11) 略
  - (12) 内部統制評価報告書の審査に関すること。
  - (13) 略

(職制等)  
 第4条 略  
 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
主事	上司の命を受け、事務に従事する。

- 3 課長、副課長、総括調査員、調査員、班長、主任、主査、副主査及び主事は、書記をもって充てる。

(専決)  
 第5条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
 

- (1)・(2) 略
- (3) 局長及び課長の旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。

- (4)~(7) 略
- 2 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。
  - (1) 所属の職員の事務分担に関すること。
  - (2) 所属の職員の時間外勤務に関すること。
  - (3) 所属の職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。）に関すること。
  - (4) 所属の職員の旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。
  - (5) 略
- 3 略

- する監査に関すること。
- (5)~(12) 略
- 2 和歌山県監査委員事務局第二課は、本庁の財務に関する事務の執行及び公営企業会計の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理を監査するなど、県行政の適正かつ効果的な執行の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。
  - (1)~(11) 略
  - (12) 略

(職制等)  
 第4条 略  
 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
<u>現業技能員</u>	<u>上司の命を受け、技能的業務に従事する。</u>
<u>技師補</u>	<u>上司の命を受け、技能的業務に従事する。</u>

- 3 課長、副課長、総括調査員、調査員、班長、主任、主査、副主査、主事、現業技能員及び技師補は、書記をもって充てる。

(専決)  
 第5条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
 

- (1)・(2) 略
- (3) 局長及び課長の旅行命令に関すること。

- (4) 職員の復命の受理に関すること。
- (5)~(8) 略
- 2 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。
  - (1) 職員の事務分担に関すること。
  - (2) 職員の時間外勤務に関すること。
  - (3) 職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。）に関すること。
  - (4) 職員の旅行命令に関すること。
  - (5) 略
- 3 略

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第9号

庁中一般  
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程 (昭和49年和歌山県訓令第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第3号様式 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社 (以下「保証事業会社」という。) と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">注7</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社 (以下「保証事業会社」という。) と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、着工日の14日前の日までは、前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。ただし、同一年度において、第38条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。</p> <p>4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6) から受領済みの前払金額 (中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含</p>	<p>別記第3号様式 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社 (以下「保証事業会社」という。) と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">注7</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社 (以下「保証事業会社」という。) と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、着工日の14日前の日までは、前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。ただし、同一年度において、第38条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。</p> <p>4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6) から受領済みの前払金額 (中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含</p>

- む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第6項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 第1項、第3項及び第5項の規定により受注者が発注者に請求できる金額は、1万円を単位とする。

略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

略

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分

- む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第6項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 第1項、第3項及び第5項の規定により受注者が発注者に請求できる金額は、1万円を単位とする。

略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

略

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分

を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額におお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

## 注8

- 3 第1項の場合において、第35条(第61条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条及び第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額におお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品

を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額におお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

## 注8

- 3 第1項の場合において、第35条(第61条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条及び第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額におお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品

が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の主旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

注3

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する

が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の主旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

注3

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する

額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（当該場合が、前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第45条第9号及び第11号から第15号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

。（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

略

（賠償金等の徴収）

第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、

額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（当該場合が、前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第45条第9号及び第11号から第15号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

。（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

略

（賠償金等の徴収）

第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、



損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

略。

損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

略。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

公 告

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで